

その他の支援

11-1 郵便等による不在者投票

窓口：選挙管理委員会事務局（電話 53-4411 FAX 53-4410）

身体に重度の障がいがある方や介護が必要な方は、郵便等による不在者投票ができます。
郵便等による不在者投票をするためには、あらかじめ選挙管理委員会に申請して「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。

【郵便等による不在者投票における対象者（次のいずれかに該当）】

- ① 身体障害者手帳又は戦傷病者手帳をお持ちの方で、次の障がいのある方（○印の該当者）
- ② 介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方

≪身体障害者手帳≫

障がい名	障がいの程度		
	1級	2級	3級
両下肢、体幹、脳原性運動機能障がいのうち移動機能の障がい	○	○	-
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	○	-	○
免疫、肝臓の障がい	○	○	○

≪戦傷病者手帳≫

障がい名	特別 項症	第1 項症	第2 項症	第3 項症
両下肢、体幹の障がい	○	○	○	-
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい	○	○	○	○

≪介護保険の被保険者証≫

要介護状態区分「要介護5」

【郵便等による不在者投票における代理記載制度の対象者（次のいずれかに該当）】

郵便等による不在者投票の対象者で、かつ次の障がいのある方は、自ら投票の記載ができない場合あらかじめ市区町村の選挙管理委員会に届け出た方（選挙権を有する方に限る）に投票に関する記載を代理させることができます。

- ① 身体障害者手帳 上肢障がい又は視覚障がい 1級
- ② 戦傷病者手帳 上肢障がい又は視覚障がい 特別項症～第2項症に該当

【手続きに必要なもの（該当するものすべて）】

- ① 身体障害者手帳
- ② 戦傷病者手帳
- ③ 介護保険の被保険者証

11-2 投票所入場券

窓口：選挙管理委員会事務局（電話 53-4411 FAX 53-4410）

目の不自由な方が他の郵便物と区別ができるように、投票所入場券の封筒に「選挙名」「投票所入場券」を点字シールで表示したものを送付します。

希望される方は、選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

11-3 障がい者デイケア

窓口：松阪市障がい児・者総合相談センター マーベル（電話 20-9191）

精神障がいの方を対象に、調理、体操、レクリエーション等を通じて交流を図ります。なお、申し込みには、所定の診断書が必要です。

【実施内容】

費用：材料費 200 円程度

開催日時：第 1・3 木曜日 午前 10 時～午後 2 時

開催場所：松阪市障害者福祉センター

11-4 障害者福祉センター事業

窓口：松阪市障害者福祉センター（電話 53-4489 FAX 26-2806）

松阪市障害者福祉センターにおいて、障がいのある方々の自立と生きがいを高めるため、日常生活訓練、創作活動、機能訓練、レクリエーション活動、社会参加促進事業を行っています。

【対象者】

松阪市及び近隣市町に住所を有し、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方又は難病患者

【事業内容】

障がい者作品展、社会研修、歩行訓練、編物、書道、陶芸、カラオケ、料理、絵画、民謡、童謡・唱歌、園芸、生花、太極拳、機能訓練、医療相談など

【利用料】

無料（材料費等は実費負担）

【手続きに必要なもの】

障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）

※ 難病の場合は、特定疾病（指定難病）受給者証又は医師の診断書が必要です。

11-5 車いすの貸出 身 知 欄

窓口：障がい福祉課（電話 53-4082 FAX 26-9113）

病気やケガなどで、一時的に車いすが必要な方に対して車いすを無料で貸し出します。貸出期間は原則として1か月以内です。事情がある方に限り期間の延長が最大3か月まで可能です。（延長を希望される場合は、必ず障がい福祉課までご連絡ください。）

なお、常時車いすが必要な方は、他の制度をご利用ください。

【対象者】

松阪市に住民票がある方で、一時的に車いすを必要とする方

【手続きに必要なもの】

身分を証明できるもの

※ 予約はできません。

※ 台数に限りがあるため、ご利用いただけない場合があります。

※ 松阪市社会福祉協議会でも貸出しています。詳しくは松阪市社会福祉協議会福祉のまちづくり課 ボランティアセンター（福祉会館 23-2941）までお問い合わせください。

11-6 生活福祉資金の貸付 身 知 欄

窓口：松阪市社会福祉協議会 本所 地域生活支援課（電話 30-5690 FAX 23-3359）
嬉野支所（電話 42-2718） 三雲支所（電話 56-7247）
飯南支所（電話 32-4630） 飯高支所（電話 45-1125）

生活福祉資金貸付事業は、比較的所得が少ない世帯、高齢者世帯、障がい者世帯に対して、経済的自立や生活意欲を促進し、安定した生活を送ることを目的にした貸付制度です。社会福祉協議会が窓口となり、三重県社会福祉協議会が審査し貸付を行います。

【貸付対象】 低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯

【貸付資金の種類】

- ① 福祉資金 療養費、介護等費、福祉費、福祉費(住宅)、福祉用具購入費、生業費
障がい者自動車購入費、災害援護資金、技能習得費、緊急小口資金
- ② 教育支援資金 教育支援費、就学支度費
- ③ 総合支援資金 生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費
- ④ 不動産担保型生活資金 不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金

【連帯保証人】 原則、必要としますが、連帯保証人を立てない場合も貸付可能です。

【貸付金利率】 連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は年 1.5%

※緊急小口資金、教育支援資金は無利子、不動産担保型生活資金は年 3%または
毎年 4 月 1 日時点の長期プライムレートのいずれか低い利率

社会福祉法人三重県社会福祉協議会 生活福祉資金センター（生活福祉資金）

[https:// www.miewel-1.com/introduction/funding/lifewelfare](https://www.miewel-1.com/introduction/funding/lifewelfare)

窓口：松阪市社会福祉協議会（電話 23-2941 FAX 23-3359）

本人の想いを本人の目線で本人や保護者の方が作成する携帯型ツール。

障がい特性、コミュニケーションのとり方や癖、さまざまな場面での反応の仕方などを、具体的にまとめた一冊となります。

この冊子をいつも携帯し、支援者に読んでもらうことによって、本人の不安や困り感の伝え方を理解してもらい、心の通い合う支援につながられるようになります。

普段から身に付けて、サポートブックを意識（書き換えや更新）することで、災害等の緊急時に親や親しい人と離れた時にも不安感を取り除き安心して生活できるひとつのツールとして活用できます。

例えば、こんな場面で活用できます。

- 外出時等の余暇活動
- ケガ等の救急時
- 急な入所・入院時
- 災害時

（避難が必要な時、避難先）



Q サポートブックを書くきっかけは？

松阪市社会福祉協議会 検索

A 本人の困り感を家族以外の人に伝えたいときがきっかけです。

本人の成長とともに新しい人との関わりや新しい環境へ移る時などは子供が不安定な時期でもあり、学校の先生や福祉サービス事業所の職員さんに“子どものことを知ってもらいたい！”と本人の困り感を家族以外の人に伝えたいと思ったことがきっかけでした。

家族の目線で書いたものは要望に近くて、子どもの目線で書いたものは読み手に伝わりやすいことも使ってみて気づきました。

担任の先生が変わった時、
宿泊をともなう学校行事に参加する時、
サービスを始めて利用する時など、
きっかけはそれぞれにあると思います。

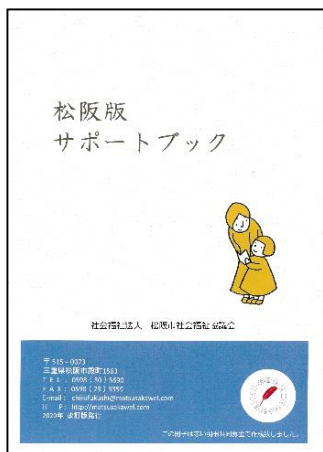
伝えたいと思った時、一枚の紙にちよっと書き出すだけでもきっかけにつながりますよ

（先輩ママの体験談より）

- *食事のとき
- *トイレのとき
- *寝るとき
- *着替えのとき
- *入浴のとき
- *服薬のこと
- *好きなこと・嫌なこと

できること苦手なこと、
配慮が必要なことを具体的に

★上記のような日常生活の様子や本人の困りごと、こんなこと伝えたいなど思うことを記入することで、災害時にも役立ちます！！



令和 年 月 日作成

○布団や寝る場所、寝るときはこうして

○こうすると寝やすいな

○起きるときは、こうしてね

○寝るとき、寝るとき、気にしてね

